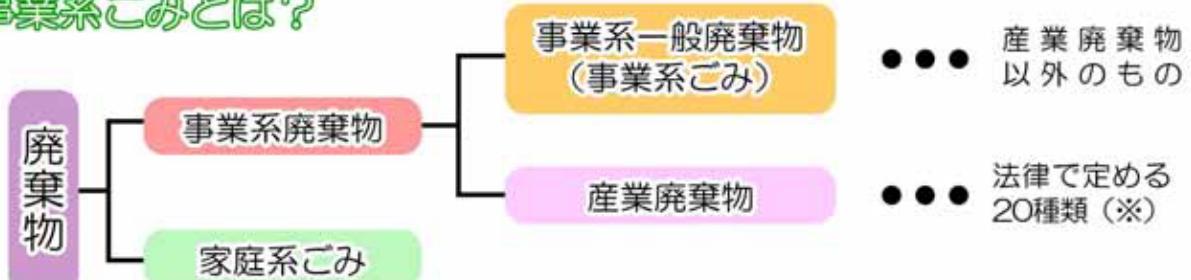


# 事業系ごみの適正な処理方法

## 事業系ごみとは？



### ◆ 事業系ごみとは・・・

- ※ 事業所から出る紙ごみ、お茶の葉、タバコの吸殻
- ※ 飲食店、従業員食堂、卸売・小売業から出る残飯、調理くず
- ※ 他に木くず(割りばし、剪定くず等)、繊維くず、使用済紙おむつなどが該当します。

注意

### ※産業廃棄物とは

燃え殻	ばいじん	鉱さい	汚泥
ガラス・陶磁器くず	廃油	廃酸	廃アルカリ
金属くず	ゴムくず	廃プラスチック	がれき類
建設業から出る	紙くず	木くず	繊維くず
製造業から出る	紙くず	木くず	繊維くず
と畜場、食鳥処理場から出る	動植物性残さ	動物系固形不要物(牛・豚などの食べられない部分)	
畜産農業などから出る	動物の心ん尿	動物の死体	

上記に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらに該当しないもの(コンクリート固化物等)

事業所から出るごみは、家庭ごみには出せません！

### 京都市家庭用指定ごみ袋

家庭ごみ用

資源ごみ用

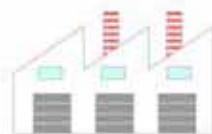
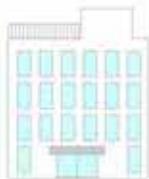


「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」第19条により、事業者は事業系廃棄物については、生活環境の保全上支障が生じないように自ら処理し、又は廃棄物処理業者(廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うことができる者をいう)に処理させなければならないと定められています。

- ★ 基準に違反し、ごみをみだりに投棄すると「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第25条)」の規定により、5年以下の懲役、若しくは1,000万円以下(法人の場合は1億円以下)の罰金又は併科に処せられます。

# 事業所から出るごみの流れ

事業活動によるごみの発生



## 事業所での分別

事業用大規模建築物（※）では、新築・改築時に「廃棄物保管場所」を設置する義務があります。

（※）「事業用大規模建築物」とは事業の用に供される部分の床面積の合計が、1棟で1,000m<sup>2</sup>以上の場合（詳しくは市が作成しています「事業系廃棄物の減量及び適正処理を図るために」を参考にしてください。）

収集・運搬

処理

### 一般廃棄物

#### 資源ごみ



#### 事業系ごみ



### 産業廃棄物



産業廃棄物の具体的な処理方法については、市が作成しています「産業廃棄物適正処理の手引（排出事業者用）」を参考にしてください。

#### 【お問い合わせ】

環境局循環型社会推進部  
廃棄物指導課  
(075) 213-0926

### 自家処理



排出時はボリ容器やネットを使用するなどして、カラス等の小動物による散乱の防止に努めるなど、街の美観を損なわない方法で排出してください。

また、ごみ袋は内容物が確認できる袋を使用し、リサイクルできるものと、そうでないものの区別を確実にするとともに、ごみ収集時の作業の安全性の確保にご協力ください。

ご存知ですか？

## 「京都市推奨事業系ごみ袋」

— 推奨袋でのごみ出しにご協力ください。 —



「京都市推奨事業系ごみ袋」は、袋の色が半透明で、内容物を容易に確認できるため、リサイクルできるものの混入防止や、ごみ収集作業時の安全性を確保できる他、ごみを出されている集積場所への不法投棄の防止にも役立ちます。購入については、契約されている許可業者、または京都環境事業協同組合(691-5516)にご相談ください。

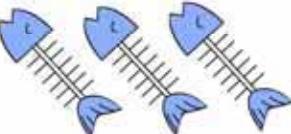
大きさ	厚さ	価格（税込）
45L袋	0.03mm	4,800円（500枚入り）
70L袋	0.04mm	6,800円（400枚入り）
90L袋	0.05mm	7,800円（300枚入り）

## ごみの種類別の分別化

ごみの排出段階で分別を徹底することにより、多くのものが再生可能となります。

次のごみの種類を参考に、分別に取り組んでみましょう。

なお、事業所から排出されるプラスチック類などは、産業廃棄物に該当するため、京都市の焼却施設（各クリーンセンター）へ搬入することはできません。

品目	代表的なもの	相談先 (参照ページ)	備考 (その他の処理等)
古紙	<ul style="list-style-type: none"> <li>・段ボール</li> <li>・新聞・雑誌</li> <li>・紙パック</li> <li>・オフィス用紙</li> <li>・秘密書類など</li> </ul>	 一般廃棄物の許可業者 (p44) 再生事業者 (p40)	<small>秘密文書も機密性を保持したまま、リサイクルできます。</small>
生ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>(食品の)</li> <li>・食べ残し</li> <li>・売れ残り</li> <li>・調理残さなど</li> </ul>	 食品廃棄物 (p43) 許可業者 (p44)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生ごみ処理機による自己処理。</li> <li>・食品関連事業者は、食品リサイクル法（p21）によりリサイクル率の実施率目標が定められています。</li> </ul>
魚アラ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食されない魚類の頭部、内臓など</li> </ul>	 魚アラ許可業者 (p42)	魚アラは再生可能な資源です。収集運搬については魚アラ許可業者に相談してください。
古布	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業服・制服</li> <li>・デコレーションに使用した布など</li> </ul>	 の一般可廃棄物 (p44) 許可業者 (p44)	用途・材質により産業廃棄物となることもあります。
プラスチック類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・弁当の容器</li> <li>・ビニール袋</li> <li>・発泡スチロール</li> <li>・緩衝材類</li> </ul>	 レジ袋 再生事業者 (p40)	生ごみ・汚れをおとしてリサイクルすれば固形燃料等に利用できます。
廃食油	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用済みてんぶら油（植物系）</li> </ul>	 再生事業者 (p41)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃食油 (p41)</li> <li>・使用済みてんぶら油 (p41)</li> </ul>
缶	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飲食用の缶</li> <li>・商品の入っていた缶</li> </ul>	 産業廃棄物の許可業者 ※1 (p40)	社内の自動販売機で購入したものは飲料品の納入業者に引取りを依頼してください。
びん	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飲食用のびん</li> <li>・商品の入っていたびん</li> </ul>		
ペットボトル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調味料ペットボトル</li> <li>・飲料用ペットボトル</li> </ul>	 再生事業者 (p40)	

品目	代表的なもの		相談先 (参照ページ)	備考 (その他の処理等)
金属類	・はさみ ・刃物類 ・スプレー缶 ・バインダーの金具		再生事業者 (p40)	
不燃物 (燃えないごみ)	・コップ等のガラス類 ・茶碗等の陶器類		産業廃棄物の許可業者 ※1	
	・蛍光管			
電池	・乾電池		再生事業者 (p40)	小型充電式電池は、JBRC(※2)に「リサイクル協力事業者」としてご登録いただければ無償回収してもらえます。
大型ごみ (他)	(オフィスの) ・机、椅子 ・ロッカー、棚等 ・電気、ガス製品など ・剪定枝		金属 プラスチック ガラス などの製品  木 木 剪  製 く 定  品 す 枝	再生事業者 (p40)
	・パソコン		一般 廃 棄 物 の 許 可 業 者 (p44)  メ 販 一 売 カ 力 店 も し く は 窓 口	木くず・剪定枝についてはp43参照  (注) 木製パレットは産業廃棄物になります。
	・家電製品 (テレビ、エアコン、 冷蔵庫、洗濯機)		メ 販 一 売 カ 力 店 も し く は 窓 口  引 家 電 指 定 所 定	メーカー窓口については、パソコン3R推進センター(※3)のHP等で確認ください。  家電リサイクル法に基づき処理してください。
一般ごみ	・汚れの付いた紙 ・お茶の葉 ・リサイクルできない 紙など		一般 廃 棄 物 の 許 可 業 者 (p44)	京都市クリーンセンターへ自己搬入することもできます。(p46)

(※1) 一般廃棄物許可業者の多くは産業廃棄物の各種収集運搬許可を取得していますので、お問い合わせください。

(※2) 有限責任中間法人 JBRC 【HP】 <http://www.jbrc.net/hp/contents/index.html>

(※3) 有限責任中間法人 パソコン3R推進センター 【HP】 <http://www.pc3r.jp/>